

和光市分別収集計画  
(第9期)

令和元年6月

埼玉県和光市

# 和光市分別収集計画

## 目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	9

# 和光市分別収集計画

令和元年6月

## 1 計画策定の意義

持続可能な社会の実現を図るためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割で認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成25年3月に「循環型社会の実現を図るため、ごみを循環する資源と考えると4Rを推進するとともに、廃棄物の焼却量や最終処分量を限りなくゼロに近づけることにより、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指します」を基本理念とした第五次和光市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいるが、市内に最終処分場を持たない本市では、最終処分場は他市町村に依存せざるをえない状況であり、最終処分場のひっ迫など廃棄物処理を取り巻く状況は依然として厳しい状況にある。

本計画はこのような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却施設の処理能力の緩和や最終処分量の削減を図ることを目的として、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の発生を抑制するとともに、可能な限り資源としての再利用を積極的に進め、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を図るものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ◎ 市民・事業者・行政それぞれが循環型社会構築に向けて果たすべき役割と責務を果たすとともに、市民・事業者・行政の連携をこれまで以上に進め、循環型社会の実現を図る。
- ◎ 環境負荷を低減させるため、排出された廃棄物を有効な資源と考え、ごみの減量化・再資源化を進めるとともに、安全で適正な処理・処分を推進する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器（スチール缶）、アルミ製容器（アルミ缶）、ガラス製容器（無色、茶色、その他色のびん）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位：t/年)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	4,308	4,351	4,394	4,438	4,483

内訳

(単位：t/年)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール缶	144	146	147	148	150
アルミ缶	173	175	176	178	180
無色ガラスびん	339	342	345	349	352
茶色ガラスびん	151	153	154	156	157
その他色ガラスびん	194	196	198	200	202
紙パック	65	65	66	67	67
段ボール	519	524	529	534	540
その他紙製容器包装	879	888	896	905	914
ペットボトル	339	342	345	349	352
プラスチック製 容器包装	1,455	1,470	1,484	1,499	1,514
白色トレイ	50	51	51	52	52

事業者の自主回収及び家庭で自家処理された一般廃棄物に含まれた容器包装廃棄物は除く。

収集ごみ量、直接搬入ごみ量に集団回収の収集量（市が関与したものの量）を合算したものの。可燃ごみ等に混入したものも含まれる。

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。実施に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### ○ ごみ・リサイクルに関するわかりやすい情報提供

「広報わこう」において、適宜ごみの発生抑制に関する施策を掲載するとともに、ホームページにおいて、過去のごみの搬入・処分状況の実績を掲載する。また、毎年、「資源とごみの分け方・出し方」のパンフレットを更新し、転入手続きの際に窓口で配布するとともに、法律や制度の変更があった際には、随時パンフレットの全戸配布を行う。

### ○ 施設見学及び各種イベントの実施

学校や市民に対し、清掃センターの施設見学会を実施することにより、清掃センターにおけるごみ処理についての啓発を行う。また、随時お届け講座や分別説明会を市内の団体等に出向いて行い、分別啓発や発生排出抑制・再使用についての広報活動を行う。

### ○ 事業系一般廃棄物の排出抑制

事業系一般廃棄物の減量化のために、事業系ごみ減量マニュアルを作成し配布する。多量排出事業者に対する指導強化を図るとともにごみの排出抑制を考えた事業活動を促す。

### ○ リサイクル活動推進費補助金制度

自主的に資源を回収し、リサイクル業者に引き渡す活動を行う団体に補助金を交付する。市民の手で進めていくことから、単なるごみの減量の効果にとどまらず、分別が徹底され、質の高い資源が大量に効率よく回収できる。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別収集の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）		プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	125		126		127		128		130	
主としてアルミ製の容器	123		124		125		127		128	
無色のガラス製容器	228		230		233		235		237	
	0	228	0	230	0	233	0	235	0	237
茶色のガラス製容器	153		155		157		158		160	
	153	0	155	0	157	0	158	0	160	0
その他のガラス製容器	203		205		207		209		211	
	203	0	205	0	207	0	209	0	211	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	564		570		575		581		587	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	272		275		278		280		283	
	272	0	275	0	278	0	280	0	283	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	577		583		588		594		600	
	577	0	583	0	588	0	594	0	600	0
（うち白色トレイ）	0		0		0		0		0	

※2段書きの場合 上段：合計、下段左側：協会引渡額、下段右側：独自処理量

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝平成30年度分別基準適合物等の引き渡し実績×人口変動率

人口変動率は平成30年度末の人口に、平成26～30年度の人口増加率の平均値1.009を1年ごとに乗じ、次の通り設定した。

平成30年度引き渡し実績値（単位：t）

スチール缶	アルミ缶	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス
122.1	120.5	223.5	150.5	198.7
紙パック	段ボール	ペットボトル	プラスチック製容器包装	白トレー
5.6	552.9	268.8	565.4	0

※白トレーはプラスチック製容器包装に含み、分別収集していない

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
84,542人 (前年度比)	85,387人 (前年度比)	86,241人 (前年度比)	87,104人 (前年度比)	87,975人 (前年度比)
1.01	1.01	1.01	1.01	1.01



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続する。なお、現在自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器、段ボール、びん、缶については、引き続きこれらの団体の分別収集も実施することとする。

収集に係る 分別の区分	容器包装廃棄物の種類	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ缶 スチール缶	委託による定期回収	市
		市民団体回収	民間業者
びん	無色ガラスびん 茶色ガラスびん その他色ガラスびん	委託による定期回収	市
		市民団体回収 (生きビンのみ)	民間業者
紙パック	紙パック	委託による定期回収	市
		市民団体回収	民間業者
段ボール	段ボール	委託による定期回収	市
		市民団体回収	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	委託による定期回収	市 民間委託業者
プラスチック	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)	委託による定期回収	市 民間委託業者

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

下表のとおり。

分別収集区分	容器包装廃棄物の種類	収集容器等	収集車	中間処理
缶	スチール缶	箱	パッカー車	清掃センター： 選別・圧縮・保管
	アルミ缶	箱	パッカー車	清掃センター： 選別・圧縮・保管
びん	無色ガラス、茶色ガラス、 その他色のガラス	箱	平ボディ車	清掃センター： 選別・保管
紙パック	紙パック	ひも	平ボディ車	古紙問屋に直接搬入
段ボール	段ボール	ひも	平ボディ車	
ペットボトル	ペットボトル	網袋	パッカー車	民間委託業者： 選別・圧縮梱包・保管
プラスチック	プラスチック製容器包装 (白トレイを含む)	透明・半透明の袋	パッカー車	

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (法第 8 条第 2 項第 7 号)

本市では「和光市一般廃棄物処理基本計画」において、平成 34 年度（令和 4 年度）までに平成 23 年度のごみ総排出量 23,340 トンを維持することを目標とするとともに、焼却量や埋め立て量を低減させ、リサイクル率を 33%、最終処分場への搬入量を平成 23 年度比で 131 トン削減することを目標としている。目標達成のためには、容器包装廃棄物を含むごみの徹底した分別排出、そして何よりも極力ごみを出さないことが重要となる。廃棄物減量等推進審議会等により市民や事業者の意見・要望を反映させ、市民・事業者・行政が協力して目標達成に向けて取り組んでいく。

また、自主的な市民のリサイクル活動を促進するとともに、分別排出の徹底やごみ減量を推進させるための広報・啓発を行い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。